

[事案 2019-198] 新契約無効請求

・令和2年3月31日 裁定終了

<事案の概要>

自分の意思にもとづかない契約であること等を理由として、契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成20年11月に契約した終身保険(引受基準緩和型)について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

(1)本契約は、現時点で既払込保険料が死亡保険金額を上回っており、意味のない契約である。

自分は、契約時に認知症を患っており、契約当時には意思能力がなかったか、仮に意思能力があったとしても、自分の意思にもとづいて契約したものではない。

(2)契約時、自分の家族が同居しているにも関わらず、募集人から家族に一切連絡がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1)申立人から提出された書面には、申立人の認知症の発症時期や、契約当時に認知症を発症していたかについては記載がなく、契約時に認知症に罹患していたと認めることはできない。

(2)契約当時、申立人の言動はしっかりしており、意思能力等に問題はないと判断して、募集人は契約を締結した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時、申立人の意思能力に問題があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。